

## 狭山市特別顕彰要綱

平成30年5月24日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民が誇りとする顕著な功績があった者に対し、その榮譽をたたえ、顕彰することを目的とする。

(顕彰の授与)

第2条 市長は、市民等又は本市にゆかりのある個人・団体で、学術、芸術、スポーツその他の分野で、特に優れた功績を収め、市民に感銘を与えた者に狭山市特別顕彰(以下「顕彰」という。)を授与する。

(被顕彰者の決定)

第3条 市長は、狭山市特別顕彰審査委員会の意見を聴き、被顕彰者を決定する。

(顕彰の方法)

第4条 顕彰は、表彰状の授与をもって行う。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰は、市長が必要と認めたときに行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行し、平成30年5月24日に遡及して適用する。